

議案第 7 3 号

瑞穂町都市計画税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

都市計画税の税率の特例を延長するため、条例を改正する必要があるため、本案を提出する。

瑞穂町都市計画税条例の一部を改正する条例

瑞穂町都市計画税条例（昭和 3 3 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 5 項を削る。

附則第 1 6 項（見出しを含む。）中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項中「令和 3 年度分にあつては「1 0 0 分の 0. 2 5」と、令和 4 年度分及び令和 5 年度分にあつては」を削り、同項を附則第 1 5 項とし、附則第 1 7 項を附則第 1 6 項とする。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の瑞穂町都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

瑞穂町都市計画税条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>1から14 略</p> <p>(令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の税率の特例)</p> <p>15 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税に限り、第3条の規定の適用については、同条中「100分の0.3」とあるのは、</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>「100分の0.27」とする。</u></p> <p>16 略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p>(経過措置)</p> <p>2 <u>この条例による改正後の瑞穂町都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。</u></p>	<p>第1条から第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>1から14 略</p> <p><u>(昭和63年度から平成2年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u></p> <p>15 <u>昭和63年度から平成2年度までの各年度分の都市計画税に限り、第3条の規定の適用については、同条中「100分の0.3」とあるのは「100分の0.28」とする。</u></p> <p>(令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の税率の特例)</p> <p>16 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税に限り、第3条の規定の適用については、同条中「100分の0.3」とあるのは、令和3年度分にあつては「100分の0.25」と、令和4年度分及び令和5年度分にあつては「100分の0.27」とする。</u></p> <p>17 略</p>